

改 正 案	現 行
<p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） （第1面）</p> <p>別紙様式第1号（第1条の3関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿 知事</p> <p style="text-align: right;">（郵便番号）</p> <p>申請者 住 所</p> <p style="text-align: right;">電話番号（ ） -</p> <p>商 号 又は名称</p> <p>氏 名 ㊟ （法人にあつては、代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">（法定代理人 ㊟） 氏名</p> <p style="text-align: center;">登 録 申 請 書</p> <p>貸金業法第3条第1項の規定により貸金業者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>（記載上の注意） 不要な字句は消して使用すること。</p>	<p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） （第1面）</p> <p>別紙様式第1号（第1条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿 知事</p> <p style="text-align: right;">（郵便番号）</p> <p>申請者 住 所</p> <p style="text-align: right;">電話番号（ ） -</p> <p>商 号 又は名称</p> <p>氏 名 ㊟ （法人にあつては、代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">（法定代理人 ㊟） 氏名</p> <p style="text-align: center;">登 録 申 請 書</p> <p>貸金業の規制等に関する法律第3条第1項の規定により貸金業者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>（記載上の注意） 不要な字句は消して使用すること。</p>

(第2面)

※ 登録番号	財務(支)局長 () 第 号 (年 月 日) 知事	
従前の登録番号	財務(支)局長 () 第 号 (年 月 日) 知事	
1 登録の区分	新 規	更 新
2 法人・個人別	法 人	個 人
3 商号又は名称 (ふりがな)		
4 氏名 (法人にあつては、 代表者の氏名)		
5 住 所	(郵便番号) 電話番号 () -	
6 法定代理人		
(ふりがな) 氏 名		
7 役 員		
(ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、商号又は名称)	役 名 等	

(記載上の注意)

- 1 「※登録番号」には記載しないこと。
- 2 「従前の登録番号」は、登録の更新の申請をする場合に記載すること。
- 3 「登録の区分」及び「法人・個人別」は、該当するものに○印を付けること。
- 4 「商号又は名称」は、法人の場合は商号を、人格のない社団又は財団の場合は名称を記載すること。なお、個人の場合において、商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称のうち1個を記載することができる。
- 5 「氏名」には、外国人の場合において、外国人登録証明書に記載された通称名があるときには、括弧書で併記することができる。
- 6 「住所」は、法人の場合は登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を、人格のない社団又は財団の場合は主たる営業所等の所在地を、個人の場合は現住所を記載すること。なお、電話番号は、場所を特定する電話番号に限る。
- 7 「役員」は、法第4条第1項第2号に該当する者をすべて記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

(第2面)

※ 登録番号	財務(支)局長 () 第 号 (年 月 日) 知事	
従前の登録番号	財務(支)局長 () 第 号 (年 月 日) 知事	
1 登録の区分	新 規	更 新
2 法人・個人別	法 人	個 人
3 商号又は名称 (ふりがな)		
4 氏名 (法人にあつては、 代表者の氏名)		
5 住 所	(郵便番号) 電話番号 () -	
6 法定代理人		
(ふりがな) 氏 名		
住 所	(郵便番号)	電話番号 () -
7 役 員		
(ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、商号 又は名称)	役 名 等	住 所

(記載上の注意)

- 1 「※登録番号」には記載しないこと。
- 2 「従前の登録番号」は、登録の更新の申請をする場合に記載すること。
- 3 「登録の区分」及び「法人・個人別」は、該当するものに○印を付けること。
- 4 「商号又は名称」は、法人の場合は商号を、人格のない社団又は財団の場合は名称を記載すること。なお、個人の場合において、商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称のうち1個を記載することができる。
- 5 「氏名」には、外国人の場合において、外国人登録証明書に記載された通称名があるときには、括弧書で併記することができる。
- 6 「住所」は、法人の場合は登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を、人格のない社団又は財団の場合は主たる営業所等の所在地を、個人の場合は現住所を記載すること。なお、電話番号は、場所を特定する電話番号に限る。
- 7 「役員」は、法第4条第1項第2号に該当する者をすべて記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

(第3面)

8 令第3条に規定する使用人

氏名 (ふりがな)	職名
計名	

(記載上の注意)

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

(第3面)

8 令第3条に規定する使用人

氏名 (ふりがな)	職名	住所
計名		

(記載上の注意)

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

(第4面)

9 営業所等の名称及び所在地

名 (設置年月日)	所 在 地	貸金業務取扱 主任者の氏名
計	店	

(記載上の注意)

1 「名称」は、主たる営業所等、従たる営業所等並びに従たる営業所等のうち自動契約受付機、現金自動設備及び代理店の名称を、それぞれ区分して記載すること。

(削除)

営業所等は、規則第1条の3第3項に規定する「営業所又は事務所」をいい、名称の如何を問わない。

2 「所在地」には電話番号(場所を特定する電話番号に限る。)を併記すること。なお、現金自動設備については、設置都道府県名を記載すること。

3 「貸金業務取扱主任者の氏名」には、各営業所等に1名記載すること。なお、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより業務を行う営業所等又は代理店については、他の営業所等の貸金業務取扱主任者を選任することができる。

4 現金自動設備について、地域によつて異なる貸金業務取扱主任者を選任する場合には、当該地域ごとに、それぞれ区分して記載すること。

5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

(第4面)

9 営業所等の名称及び所在地

名 (設置年月日)	所 在 地	貸金業務取扱 主任者の氏名
計	店	

(記載上の注意)

1 「名称」は、主たる営業所等、従たる営業所等並びに従たる営業所等のうち自動契約受付機、現金自動設備及び代理店の名称を、それぞれ区分して記載すること。なお、店舗外現金自動設備のうち、自社設置分については「自社設置現金自動設備」と記載し、業務委託先設置分については委託先の名称(委託先が貸金業者の場合は登録番号を、貸金業者以外の場合は本店所在地を含む。)を記載すること。

また、営業所等は、規則第1条第3項に規定する「営業所又は事務所」をいい、名称の如何を問わない。

2 「所在地」には電話番号(場所を特定する電話番号に限る。)を併記すること。なお、現金自動設備については、設置都道府県名(業務委託先設置分は委託先ごと)を記載すること。

3 「貸金業務取扱主任者の氏名」には、各営業所等に1名記載すること。なお、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより業務を行う営業所等又は代理店については、他の営業所等の貸金業務取扱主任者を選任することができる。

4 現金自動設備について、地域によつて異なる貸金業務取扱主任者を選任する場合には、当該地域ごとに、それぞれ区分して記載すること。

5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

(第5面)

10 法第4条第1項第7号に規定する電話番号その他の連絡先等

電話番号その他の連絡先等

(記載上の注意)

- 1 「電話番号その他の連絡先等」には、規則第3条の2に規定する連絡先等を記載する。
- 2 貸付けに関する業務を他者に委託し、当該委託先の連絡先等を広告等に表示する場合には、当該連絡先等を記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

(第5面)

10 法第4条第1項第7号に規定する電話番号その他の連絡先等

電話番号その他の連絡先等

(記載上の注意)

- 1 「電話番号その他の連絡先等」には、規則第3条の2に規定する連絡先等を記載する。
- 2 貸付けに関する業務を他者に委託し、当該委託先の連絡先等を広告等に表示する場合には、当該連絡先等を記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

(第6面)

11 業務の種類

(記載上の注意)

次に掲げる業務のうち行うもののみを記載すること。

- 1 金融の貸付け
 - (1) 手形貸付
 - (2) 証書貸付
 - (3) 手形の割引
 - (4) 売渡担保
 - (5) その他(具体的に記載すること。)
- 2 金銭の貸借の媒介
 - (1) 手形貸付の媒介
 - (2) 証書貸付の媒介
 - (3) 手形の割引の媒介
 - (4) 売渡担保の媒介
 - (5) その他の媒介(具体的に記載すること。)
- 3 金銭の貸付けの代理
- 4 日賦貸金業の営業の有無

(第6面)

11 業務の種類

(記載上の注意)

次に掲げる業務のうち行うもののみを記載すること。

- 1 金融の貸付け
 - (1) 手形貸付
 - (2) 証書貸付
 - (3) 手形の割引
 - (4) 売渡担保
 - (5) その他(具体的に記載すること。)
- 2 金銭の貸借の媒介
 - (1) 手形貸付の媒介
 - (2) 証書貸付の媒介
 - (3) 手形の割引の媒介
 - (4) 売渡担保の媒介
 - (5) その他の媒介(具体的に記載すること。)
- 3 金銭の貸付けの代理
- 4 日賦貸金業の営業の有無

12 業務の方法

1 貸付けの相手方

- (1) 消費者金融、事業者向け金融の別
- (2) 日賦貸金業の場合は、相手方の業種及び常用従業員数

2 貸付けの利率

(場合によって異なるときは、その上限の率。実質年率で記載すること。ただし、当該上限の率が、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項に規定する年29.2%の場合には、記載を要しない。)

年 %

- 3 賠償額(違約金、遅延損害金を含む。)を予定する場合における当該賠償額の元本に対する割合。
(場合によって異なるときは、その上限の率、実質年率で記載すること。ただし、当該上限の率が、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項に規定する年29.2%の場合には、記載を要しない。)

年 %

4 利息の計算

(1) 利息の計算方法

- (2) 利息の計算の期間 貸付け 翌 日からの弁済の 前 日までとする。

(3) 利息元加の方法

5 返済の方式並びに返済の期間及び返済の回数

6 無担保無保証の貸付けを行うときは、その最高限度額 千円

7 担保に関する事項

8 手数料に関する事項

9 媒介手数料の場合

(場合によって異なるときは、その上限の率)

10 貸金業に関する代理契約を締結している場合は、その相手方及び委任又は受任の別

11 日賦貸金業の場合は、集金の方法

12 その他必要と認められる事項

(記載上の注意)

- 1 日賦貸金業の場合の「貸付けの相手方の業種」は、物品販売業、物品製造業、サービス業のうち主に対象とする業種を記載すること。
- 2 「賠償額」には、賠償額の計算方法を併記すること。
- 3 「利息の計算の方法」は、先取り・後取りの別、単利・複利の別、残債方式・アドオン方式の別及び端数利息の処理方法を記載すること。
- 4 「返済方式」は、一括返済方式、元利均等返済方式、元金均等返済方式、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の別を記載すること。なお、その他の方式がある場合、具体的な名称を括弧書きで併記すること。
- 5 「返済の期間」は、返済の方式に応じて最短及び最長の期間を記載すること。ただし、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の場合において記載が困難であるときは、元本への返済の約定日(返済の約定日がないときはその旨)を記載することで代えることができる。
- 6 「返済の回数」は、返済の方法に応じて最少及び最多の回数を記載すること。ただし、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の場合において記載が困難であるときは、これを省略することができる。
- 7 「担保に関する事項」は、担保徴求の有無、主な担保の種類及び保証品の要否を記載すること。
- 8 「手数料に関する事項」は、礼金、割引金、手数料、調査料その他名義のいかんにかかわらず、貸付けに関する費用を徴求する場合に、その名称及びその額又は割合を記載すること。
- 9 「その他必要と認められる事項」は、貸付けの申込みの方法及び金銭の交付の方法について記載すること。

12 業務の方法

1 貸付けの相手方

- (1) 消費者金融、事業者向け金融の別
- (2) 日賦貸金業の場合は、相手方の業種及び常用従業員数

2 貸付けの利率

(場合によって異なるときは、その上限の率。実質年率で記載すること。ただし、当該上限の率が、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項に規定する年29.2%の場合には、記載を要しない。)

年 %

- 3 賠償額(違約金、遅延損害金を含む。)を予定する場合における当該賠償額の元本に対する割合。
(場合によって異なるときは、その上限の率、実質年率で記載すること。ただし、当該上限の率が、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項に規定する年29.2%の場合には、記載を要しない。)

年 %

4 利息の計算

(1) 利息の計算方法

- (2) 利息の計算の期間 貸付け 翌 日からの弁済の 前 日までとする。

(3) 利息元加の方法

5 返済の方式並びに返済の期間及び返済の回数

6 無担保無保証の貸付けを行うときは、その最高限度額 千円

7 担保に関する事項

8 手数料に関する事項

9 媒介手数料の場合

(場合によって異なるときは、その上限の率)

10 貸金業に関する代理契約を締結している場合は、その相手方及び委任又は受任の別

11 日賦貸金業の場合は、集金の方法

12 その他必要と認められる事項

(記載上の注意)

- 1 日賦貸金業の場合の「貸付けの相手方の業種」は、物品販売業、物品製造業、サービス業のうち主に対象とする業種を記載すること。
- 2 「賠償額」には、賠償額の計算方法を併記すること。
- 3 「利息の計算の方法」は、先取り・後取りの別、単利・複利の別、残債方式・アドオン方式の別及び端数利息の処理方法を記載すること。
- 4 「返済方式」は、一括返済方式、元利均等返済方式、元金均等返済方式、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式の別を記載すること。
- 5 「返済の期間」は、返済の方式に応じて最短及び最長の期間を記載すること。ただし、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式及び自由返済方式については、元本への返済の約定日(返済の約定日がないときはその旨)を記載すること。
- 6 「返済の回数」は、返済の方法に応じて最少及び最多の回数を記載すること。ただし、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式及び自由返済方式の場合において記載が困難であるときは、これを省略することができる。
- 7 「担保に関する事項」は、担保徴求の有無、主な担保の種類及び保証品の要否を記載すること。
- 8 「手数料に関する事項」は、礼金、割引金、手数料、調査料その他名義のいかんにかかわらず、貸付けに関する費用を徴求する場合に、その名称及びその額又は割合を記載すること。
- 9 「その他必要と認められる事項」は、貸付けの申込みの方法及び金銭の交付の方法について記載すること。

(第8面)

13 他に行っている事業の種類

(記載上の注意)

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

(第8面)

13 他に行っている事業の種類

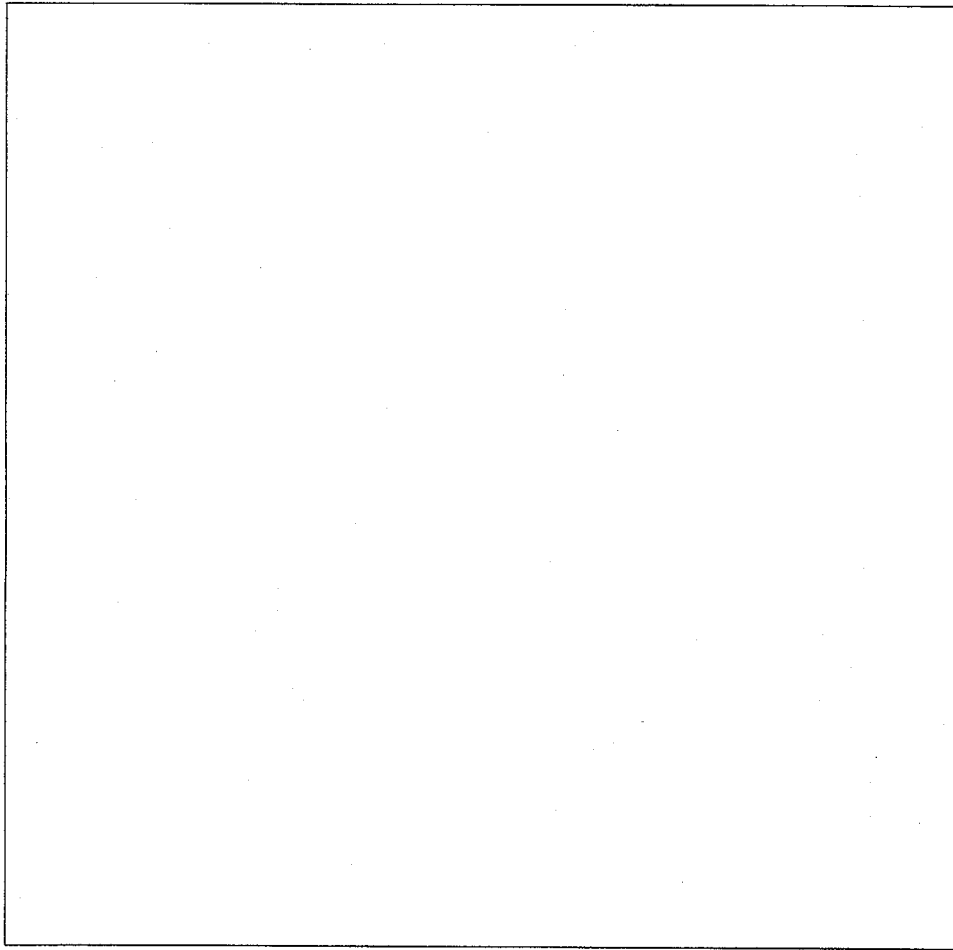
(記載上の注意)

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

(第9面)

14 登録免許税領収書
収入印紙又は証紙 貼付欄

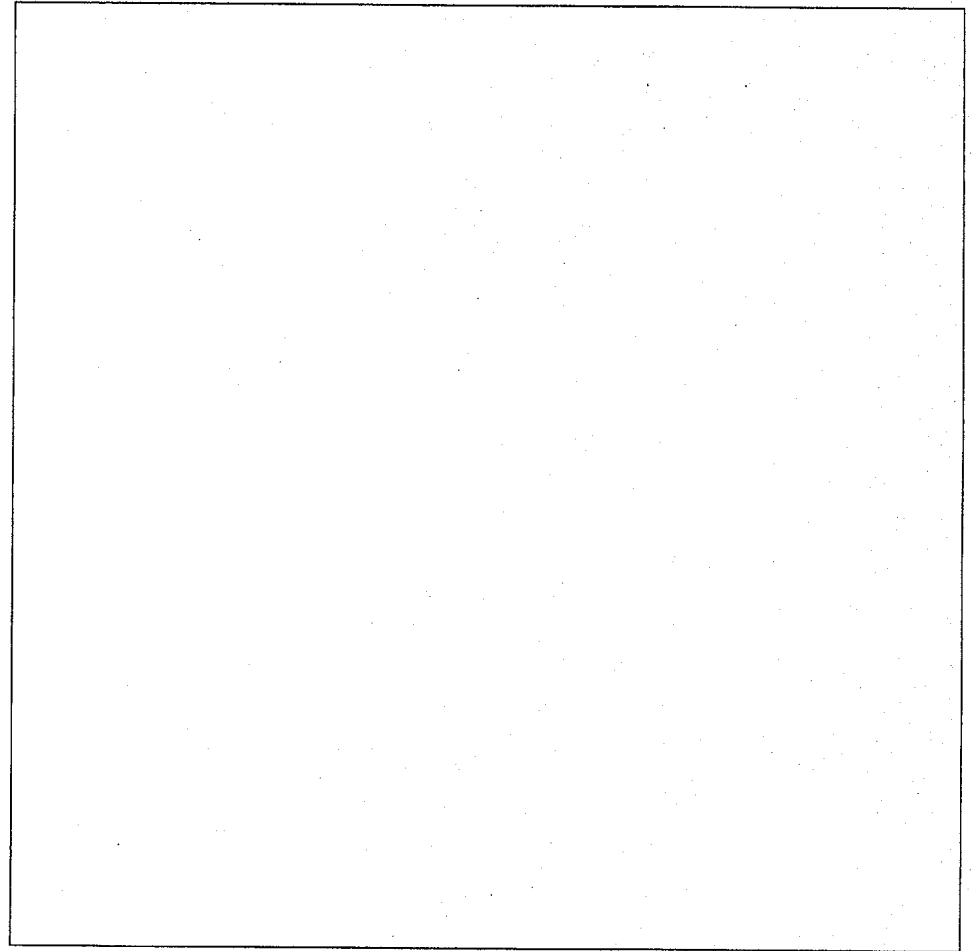
(消印してはならない。)



(第9面)

14 登録免許税領収書
収入印紙又は証紙 貼付欄

(消印してはならない。)



別紙様式第1号の2 (第4条関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿
知事

商 号
又は名称

氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)

(法定代理人
氏 名)

誓 約 書

私並びに貸金業法第4条第1項第2号に規定する役員、貸金業法施行令第3条に規定する使用人及び貸金業法第12条の3第1項に規定する貸金業務取扱主任者は、貸金業法第6条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

個人である場合には、「並びに貸金業法第4条第1項第2号に規定する役員」を消して使用すること。

別紙様式第1号の2

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿
知事

商 号
又は名称

氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)

(法定代理人
氏 名)

誓 約 書

私並びに貸金業の規制等に関する法律第4条第1項第2号に規定する役員、貸金業の規制等に関する法律施行令第3条に規定する使用人及び貸金業の規制等に関する法律第24条の7第1項に規定する貸金業務取扱主任者は、貸金業の規制等に関する法律第6条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

個人である場合には、「並びに貸金業の規制等に関する法律第4条第1項第2号に規定する役員」を消して使用すること。

別紙様式第1号の3 (第8条関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿
知事

商 号
又は名称

氏 名 ㊤
(法人にあつては、代表者の氏名)

(法定代理人
氏 名 ㊤)

誓 約 書

私は貸金業法(以下「法」という。)第6条第1項第8号、第9号、第10号及び第13号のいずれにも該当しない者であること、並びに貸金業法施行規則第8条第5号に規定する法定代理人、貸金業法施行規則第8条第2号に規定する役員、貸金業法施行令第3条に規定する使用人及び法第12条の3第1項に規定する貸金業務取扱主任者は法第6条第1項第1号から第7号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

届出の事項に応じて、「第8号、第9号、第10号及び第13号のいずれにも」及び「貸金業法施行規則第8条第5号に規定する法定代理人、貸金業法施行規則第8条第2号に規定する役員、貸金業法施行令第3条に規定する使用人及び法第12条の3第1項に規定する貸金業務取扱主任者」について変更しないものを消すなど適宜書き換えて使用すること。

別紙様式第1号の3

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿
知事

商 号
又は名称

氏 名 ㊤
(法人にあつては、代表者の氏名)

(法定代理人
氏 名 ㊤)

誓 約 書

私は貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)第6条第1項第8号、第9号、第10号及び第13号のいずれにも該当しない者であること、並びに貸金業の規制等に関する法律施行規則第8条第5号に規定する法定代理人、貸金業の規制等に関する法律施行規則第8条第2号に規定する役員、貸金業の規制等に関する法律施行令第3条に規定する使用人及び法第24条の7第1項に規定する貸金業務取扱主任者は法第6条第1項第1号から第7号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

届出の事項に応じて、「第8号、第9号、第10号及び第13号のいずれにも」及び「貸金業の規制等に関する法律施行規則第8条第5号に規定する法定代理人、貸金業の規制等に関する法律施行規則第8条第2号に規定する役員、貸金業の規制等に関する法律施行令第3条に規定する使用人及び法第24条の7第1項に規定する貸金業務取扱主任者」について変更しないものを消すなど適宜書き換えて使用すること。

登録申請者、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の氏名等

氏名 (カタカナ)		氏名 (漢字)		生 年 月 日				性別	種別
姓	名	姓	名	元号	年	月	日		

(記載上の注意)

- 1 元号については、明治の場合はM、大正の場合はT、昭和の場合はS、平成の場合はHと記載すること。
- 2 性別については、男性の場合はM、女性の場合はFと記載すること。
- 3 種別については、役員の場合はY、重要な使用人の場合はS、貸金業務取扱主任者の場合はKと記載すること。兼務している場合は、その双方を記載すること。
- 4 上記様式の記入は、上記様式の事項を記録した電磁的記録の提出をもって代えることができる。この場合においては、次によるものとする。
 - (1) 氏名 (カタカナ) は、半角のカタカナで記録し、姓と名の間を半角で1マス空けること。
 - (2) 氏名 (漢字) は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空けること。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能なものである場合には、当該漢字に代えて、平仮名を記録すること。
 - (3) 生年月日のうち年、月及び日については、半角の2桁で記録すること。
 - (4) 氏名 (カタカナ)、氏名 (漢字)、元号、年、月、日、性別及び種別の間をカンマで区切ること。

(例) 昭和40年2月1日生まれの貸金太郎氏 (男性) が重要な使用人及び貸金業務取扱主任者である場合には、「カシヤクワ、貸金 太郎,S,40,02,01,M,SK」と記録する。

登録申請者、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の氏名等

氏名 (カタカナ)		氏名 (漢字)		生 年 月 日				性別	種別
姓	名	姓	名	元号	年	月	日		

(記載上の注意)

- 1 元号については、明治の場合はM、大正の場合はT、昭和の場合はS、平成の場合はHと記載すること。
- 2 性別については、男性の場合はM、女性の場合はFと記載すること。
- 3 種別については、役員の場合はY、重要な使用人の場合はS、貸金業務取扱主任者の場合はKと記載すること。兼務している場合は、その双方を記載すること。
- 4 上記様式の記入は、上記様式の事項を記録した電磁的記録の提出をもって代えることができる。この場合において、氏名 (カタカナ) は、半角のカタカナで記録し、姓と名の間を半角で1マス空けること。氏名 (漢字) は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空けること。生年月日のうち年、月及び日については、半角の2桁で記録すること。氏名 (カタカナ)、氏名 (漢字)、元号、年、月、日、性別及び種別の間をカンマで区切ること。

(日本工業規格 A 4)

別紙横式第 4 号の 2 (第 4 条第 3 項第 13 号関係)

年 月 日

商号又は名称

氏名

印

(法人にあつては、代表者の氏名)

貸付けの業務の経験者の業務経歴書

貸付けの業務の経験者の業務経歴については、下記のとおり相違ありません。

営業所等の名称	役職名	氏名・生年月日	期 間	貸付けの業務の内容
		年 月 日 (満 歳)	自 年 月 日 至 年 月 日	
		年 月 日 (満 歳)	自 年 月 日 至 年 月 日	
		年 月 日 (満 歳)	自 年 月 日 至 年 月 日	
		年 月 日 (満 歳)	自 年 月 日 至 年 月 日	

(記載上の注意)

- 1 貸付けの業務を担当する組織における貸付けの業務の経験者について提出日までの貸付けの業務(他社(貸金業以外の業種に属するものを含む。)での貸付けの業務を含む。)の内容を簡記すること。
- 2 営業所等における貸付けの業務の経験年数の多い順序に従い少なくとも1名以上の者について作成すること。

(新設)

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第 4 号の 3 (第 4 条の 2 第 2 項関係)

文 書 番 号
年 月 日

(商号又は名称)

氏 名
(法人にあつては代表者の氏名) 殿

財務(支)局長
知事 印

貸金業者の登録について

平成 年 月 日付で申請のあつた標記のことについては、下記のとおり登録したので通知する。

なお、登録の有効期間満了の日以降、引き続き貸金業を営もうとする場合は、有効期間満了の日の 2 月前までに登録の変更の申請をされたい。

記

登録番号	財務(支)局長 知事	() 第	号
登録年月日	年 月 日		
有効期間	年 月 日	まで	

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第 4 号の 2 (第 4 条の 2 第 2 項関係)

文 書 番 号
年 月 日

(商号又は名称)

氏 名
(法人にあつては代表者の氏名) 殿

財務(支)局長
知事 印

貸金業者の登録について

平成 年 月 日付で申請のあつた標記のことについては、下記のとおり登録したので通知する。

なお、登録の有効期間満了の日以降、引き続き貸金業を営もうとする場合は、有効期間満了の日の 2 月前までに登録の変更の申請をされたい。

記

登録番号	財務(支)局長 知事	() 第	号
登録年月日	年 月 日		
有効期間	年 月 日	まで	

別紙様式第4号の4 (第4条の3第1項関係)

(日本工業規格A4)

文 書 番 号
年 月 日

(商号又は名称)

〔氏 名〕 殿
(法人にあつては代表者の氏名)

財務(支)局長 印

登録の拒否について

平成 年 月 日付で申請のあつた標記のことについては、下記の理由により拒否したので通知する。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があつたことを知つた日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

記

拒否理由

(貸金業法第6条第1項第 号該当)

別紙様式第4号の3 (第4条の3第1項関係)

(日本工業規格A4)

文 書 番 号
年 月 日

(商号又は名称)

〔氏 名〕 殿
(法人にあつては代表者の氏名)

財務(支)局長 印

登録の拒否について

平成 年 月 日付で申請のあつた標記のことについては、下記の理由により拒否したので通知する。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があつたことを知つた日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

記

拒否理由

(貸金業の規制等に関する法律第6条第1項第 号該当)

別紙様式第4号の5 (第4条の3第2項関係)

(日本工業規格A4)

文書番号
年月日

(商号又は名称)

〔氏名〕殿
(法人にあつては代表者の氏名)

知事 印

登録の拒否について

平成 年 月 日付で申請のあつた標記のことについては、下記の理由により拒否したので通知する。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく異議申立てをすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があつたことを知った日から6ヶ月以内に都道府県を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

記

拒否理由

(貸金業法第6条第1項第 号該当)

別紙様式第4号の4 (第4条の3第2項関係)

(日本工業規格A4)

文書番号
年月日

(商号又は名称)

〔氏名〕殿
(法人にあつては代表者の氏名)

知事 印

登録の拒否について

平成 年 月 日付で申請のあつた標記のことについては、下記の理由により拒否したので通知する。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく異議申立てをすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があつたことを知った日から6ヶ月以内に都道府県を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

記

拒否理由

(貸金業の規制等に関する法律第6条第1項第 号該当)

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第 4 号の 6 (第 6 条第 2 項関係)

文 書 番 号
年 月 日

財務(支)局長 殿
知事

財務(支)局長 印
知事

貸金業者の登録換えについて

下記貸金業者については、平成 年 月 日付で登録換えを了したので通知します。

記

商号、名称又は氏名

登録番号 財務(支)局長 () 第 号
知事

従前の登録番号 財務(支)局長 () 第 号
知事

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第 4 号の 5 (第 6 条第 2 項関係)

文 書 番 号
年 月 日

財務(支)局長 殿
知事

財務(支)局長 印
知事

貸金業者の登録換えについて

下記貸金業者については、平成 年 月 日付で登録換えを了したので通知します。

記

商号、名称又は氏名

登録番号 財務(支)局長 () 第 号
知事

従前の登録番号 財務(支)局長 () 第 号
知事

別紙様式第5号(第7条関係)

(日本工業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿
知事

届出者 登録 財務(支)局長 () 第 号
番号 知事
(郵便番号)

住 所
電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名 (印)
(法人にあつては、代表者の氏名)

(法定代理人 (印)
氏 名)

変 更 届 出 書

下記の事項について変更^{したい}しましたので、貸金業法第8条第1項の規定により届け出ます。

記

変 更 (予 定) 年 月 日	変 更 に 係 る 事 項	
	変 更 後	変 更 前

(記載上の注意)

- 1 不要な字句は消して使用すること。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 第2面以後は、届出をする貸金業者に係る貸金業者登録簿の当該変更に係る事項を記載した頁に換えるべきものとして作成すること。

別紙様式第5号(第7条関係)

(日本工業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿
知事

届出者 登録 財務(支)局長 () 第 号
番号 知事
(郵便番号)

住 所
電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名 (印)
(法人にあつては、代表者の氏名)

(法定代理人 (印)
氏 名)

変 更 届 出 書

下記の事項について変更^{したい}しましたので、貸金業の規制等に関する法律第8条第1項の規定により届け出ます。

記

変 更 (予 定) 年 月 日	変 更 に 係 る 事 項	
	変 更 後	変 更 前

(記載上の注意)

- 1 不要な字句は消して使用すること。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 第2面以後は、届出をする貸金業者に係る貸金業者登録簿の当該変更に係る事項を記載した頁に換えるべきものとして作成すること。

年 月 日

財務(支)局長
殿
知事

届出者 住 所 (郵便番号)

電話番号 () -

氏 名 (法定代理人氏名) (印)

(注) 連絡先又は氏名に変更があつた場合は、財務(支)局長又は都道府県知事にその旨連絡願います。

廃業等届出書

下記事由に該当することとなりましたので、貸金業法第10条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 廃業等をした貸金業者

廃業等をした貸金業者の商号、名称又は氏名	
登録番号	
該当事由発生日	
該当事由	

(記載上の注意)

- 「該当事由」には、法第10条第1項各号に規定する事項のうち、該当する事由の号番号を記載すること。なお、第5号に該当する場合には、その理由を併記すること。
- 不要な字句は消して使用すること。

年 月 日

財務(支)局長
殿
知事

届出者 住 所 (郵便番号)

電話番号 () -

氏 名 (法定代理人氏名) (印)

(注) 連絡先又は氏名に変更があつた場合は、財務(支)局長又は都道府県知事にその旨連絡願います。

廃業等届出書

下記事由に該当することとなりましたので、貸金業の規制等に関する法律第10条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 廃業等をした貸金業者

廃業等をした貸金業者の商号、名称又は氏名	
登録番号	
該当事由発生日	
該当事由	

(記載上の注意)

- 「該当事由」には、法第10条第1項各号に規定する事項のうち、該当する事由の号番号を記載すること。なお、第5号に該当する場合には、その理由を併記すること。
- 不要な字句は消して使用すること。

2. 残貸付債権の状況及び債権回収方針

		(年 月 日現在)	
		残貸付債権	債務者数
合計		千円	人
(債権回収方針)	自主回収(予定)	千円	人
	取立委託(予定)	千円	人
	債権譲渡(予定)	千円	人
	その他()	千円	人

(記載上の注意)

「その他()」には、例えば債権放棄など具体的な方針を記載すること。

3. 債権譲渡の状況(廃業等の事実の発生前三ヶ月間に債権譲渡を行ったものを含む。)

		譲渡年月日	譲渡債権金額
譲渡済			千円
			千円
譲渡予定		/	(千円)
		/	(千円)
合計			(千円 千円)

(記載上の注意)

- 1 「譲渡先」は、貸金業者から貸付債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所及び電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸付債権を譲り受けた者が貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。
- 2 「譲渡年月日」には、同一者に複数回債権譲渡が行われた場合には、すべての譲渡年月日を記載すること。
- 3 債権譲渡予定のものについては、()内に債権譲渡予定金額を記入すること。
- 4 「譲渡債権金額」には、譲渡した貸付債権の元本債権額を記入すること。

4. 取立委託の状況

		委託年月日	委託債権金額
委託済			千円
			千円
委託予定		/	(千円)
		/	(千円)
合計			(千円 千円)

2. 残貸付債権の状況及び債権回収方針

		(年 月 日現在)	
		残貸付債権	債務者数
合計		千円	人
(債権回収方針)	自主回収(予定)	千円	人
	取立委託(予定)	千円	人
	債権譲渡(予定)	千円	人
	その他()	千円	人

(記載上の注意)

「その他()」には、例えば債権放棄など具体的な方針を記載すること。

3. 債権譲渡の状況(廃業等の事実の発生前三ヶ月間に債権譲渡を行ったものを含む。)

		譲渡年月日	譲渡債権金額
譲渡済			千円
			千円
譲渡予定		/	(千円)
		/	(千円)
合計			(千円 千円)

(記載上の注意)

- 1 「譲渡先」は、貸金業者から貸付債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先(住所及び電話番号)及び業種を記載すること。なお、貸付債権を譲り受けた者が貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。
- 2 「譲渡年月日」には、同一者に複数回債権譲渡が行われた場合には、すべての譲渡年月日を記載すること。
- 3 債権譲渡予定のものについては、()内に債権譲渡予定金額を記入すること。
- 4 「譲渡債権金額」には、譲渡した貸付債権の元本債権額を記入すること。

4. 取立委託の状況

		委託年月日	委託債権金額
委託済			千円
			千円
委託予定		/	(千円)
		/	(千円)
合計			(千円 千円)

(記載上の注意)

- 1 「委託先」は、貸金業者から貸付債権の取立委託を受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先（住所及び電話番号）及び業種を記載すること。なお、貸付債権の取立委託を受けた者が貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。
- 2 「委託年月日」には、当初の委託年月日を記載すること。
- 3 取立委託予定のものについては、() 内に取立委託予定金額を記入すること。

5. 廃業等後における帳簿及び個人情報の取扱い

(1) 帳簿の取扱い

- 自社（清算人）保存 債権譲渡先に引継ぎ
 その他 ()

(具体的な措置状況)

(2) 個人情報の取扱い

- 自社（清算人）保存 債権譲渡先に引継ぎ
 その他 ()

(具体的な措置状況)

(記載上の注意)

- 1 該当する項目すべてについて□に✓をすること。
- 2 「具体的な措置状況」については、保存先や廃棄予定時期等を詳細に記載すること。

6. 添付書類

- (1) 債権譲渡契約書の写し、債務者への債権譲渡通知の雛形
- (2) 取立委託契約書の写し、債務者への取立委託通知の雛形
- (3) 法第24条第1項の規定による通知の写し

(記載上の注意)

- 1 「委託先」は、貸金業者から貸付債権の取立委託を受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先（住所及び電話番号）及び業種を記載すること。なお、貸付債権の取立委託を受けた者が貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。
- 2 「委託年月日」には、当初の委託年月日を記載すること。
- 3 取立委託予定のものについては、() 内に取立委託予定金額を記入すること。

5. 廃業等後における帳簿及び個人情報の取扱い

(1) 帳簿の取扱い

- 自社（清算人）保存 債権譲渡先に引継ぎ
 その他 ()

(具体的な措置状況)

(2) 個人情報の取扱い

- 自社（清算人）保存 債権譲渡先に引継ぎ
 その他 ()

(具体的な措置状況)

(記載上の注意)

- 1 該当する項目すべてについて□に✓をすること。
- 2 「具体的な措置状況」については、保存先や廃棄予定時期等を詳細に記載すること。

6. 添付書類

- (1) 債権譲渡契約書の写し、債務者への債権譲渡通知の雛形
- (2) 取立委託契約書の写し、債務者への取立委託通知の雛形
- (3) 法第24条第1項の規定による通知の写し

別紙様式第6号の2 (第10条の8関係)

(日本工業規格A4)

財務(支)局長 殿
知事

年 月 日

届出者 登録 財務(支)局長 () 第 号
番号 知事

(郵便番号)

住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名 (印)

(法人にあつては、代表者の氏名)

(法定代理人 氏 名 (印))

貸金業務取扱主任者研修受講届出書

貸金業法第12条の3第5項又は第6項の規定により、貸金業務取扱主任者(以下「主任者」という。)に貸金業務取扱主任者研修を受講させたので、同条第8項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

主任者の氏名・生年月日	受講証書の番号・受講年月日	研修の実施者
(年 月 日)	(年 月 日)	
(年 月 日)	(年 月 日)	
(年 月 日)	(年 月 日)	

(記載上の注意)

届出対象の主任者が複数で上記に記載しきれない場合は、上記各項目を別紙に記載して、その書面を添付すること。

別紙様式第7号の2

(日本工業規格A4)

財務(支)局長 殿
知事

年 月 日

届出者 登録 財務(支)局長 () 第 号
番号 知事

(郵便番号)

住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名 (印)

(法人にあつては、代表者の氏名)

(法定代理人 氏 名 (印))

貸金業務取扱主任者研修受講届出書

貸金業の規制等に関する法律第24条の7第5項又は第6項の規定により、貸金業務取扱主任者(以下「主任者」という。)に貸金業務取扱主任者研修を受講させたので、同条第8項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

主任者の氏名・生年月日	受講証書の番号・受講年月日	研修の実施者
(年 月 日)	(年 月 日)	
(年 月 日)	(年 月 日)	
(年 月 日)	(年 月 日)	

(記載上の注意)

届出対象の主任者が複数で上記に記載しきれない場合は、上記各項目を別紙に記載して、その書面を添付すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第 6 号の 3 (第 10 条の 8 の 2 関係)

年 月 日

金融庁長官 殿

(郵便番号)

申請者 住 所

電話番号 () -

名 称

代表者名 ㊤

貸金業務取扱主任者研修実施団体指定申請書

貸金業法第 12 条の 3 第 10 項の規定により、貸金業務取扱主任者研修の実施について内閣総理大臣の指定を受けたいので、貸金業法施行規則第 10 条の 8 の 2 の規定により、下記のとおり申請します。

1. 申請者

名称	
代表者	
住所	
電話番号	
法人の種類	イ 公益法人(所管官庁) ロ その他 ()

2. 申請者が施行規則第 10 条の 8 の 5 の規定により指定を取り消されたことのある団体の場合、その取消の日から 5 年を経過していないか。

[Empty box for response]

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第 7 号の 3

年 月 日

金融庁長官 殿

(郵便番号)

申請者 住 所

電話番号 () -

名 称

代表者名 ㊤

貸金業務取扱主任者研修実施団体指定申請書

貸金業の規制等に関する法律第 24 条の 7 第 10 項の規定により、貸金業務取扱主任者研修の実施について内閣総理大臣の指定を受けたいので、貸金業の規制等に関する法律施行規則第 26 条の 27 第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

1. 申請者

名称	
代表者	
住所	
電話番号	
法人の種類	イ 公益法人(所管官庁) ロ その他 ()

2. 申請者が施行規則第 26 条の 30 の規定により指定を取り消されたことのある団体の場合、その取消の日から 5 年を経過していないか。

[Empty box for response]

3. 研修内容（実施科目、研修方法等）

--

4. 研修の実施に関する事務を適正かつ確実に実施するために必要な知識及び能力を有する者の有無

--

5. 研修の実施に関する事務の遂行の体制

--

6. 研修の受講対象者

--

7. 研修に係る事務を第三者に再委託する場合の具体的事務の内容及び再委託方法の適切性

--

3. 研修内容（実施科目、研修方法等）

--

4. 研修の実施に関する事務を適正かつ確実に実施するために必要な知識及び能力を有する者の有無

--

5. 研修の実施に関する事務の遂行の体制

--

6. 研修の受講対象者

--

7. 研修に係る事務を第三者に再委託する場合の具体的事務の内容及び再委託方法の適切性

--

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第 8 号(第 26 条の 29 関係)

事業報告書

第 期 (平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで)

財務(支)局長
殿
知事

登録 財務(支)局長
届出者 () 第 号
番号 知事
(郵便番号)
住 所
電話番号() -

商 号
又は名称

氏 名 (印)
(法人にあつては、代表者の氏名)

{ 法定代理人
氏 名 (印) }

連絡者 所属 氏 名
電話番号() -

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第 8 号

事業報告書

第 期 (平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで)

財務(支)局長
殿
知事

登録 財務(支)局長
届出者 () 第 号
番号 知事
(郵便番号)
住 所
電話番号() -

商 号
又は名称

氏 名 (印)
(法人にあつては、代表者の氏名)

{ 法定代理人
氏 名 (印) }

連絡者 所属 氏 名
電話番号() -

事業報告書

目次

- 1 貸金業務の概要
- 2 役員数、営業所・事務所数、提携先現金自動設備設置箇所数
- 3 関係会社の状況
- 4 貸付金の種別残高
- 5 業種別貸付残高
- 6 貸付金の担保内訳
- 7 貸付けの契約における公正証書の作成状況
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
- 8 資金調達状況
- 9 延滞状況
- 10 貸金業協会等への加入状況等
- 11 業務規程の整備及び改正状況
- 12 従業員に対する研修の実施状況
- 13 内部監査の実施状況
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)
 - (削除)

事業報告書

目次

- 1 貸金業務の概要
- 2 役員数、営業所・事務所数
 - (新設)
- 3 貸付金の種別残高
- 4 業種別貸付残高
- 5 貸付金の担保内訳
 - (新設)
- 6 貸付金の金額別内訳
- 7 貸付金の期間別内訳
- 8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳
- 9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳
- 10 消費者向無担保貸付金の新規契約状況
- 11 資金調達状況
- 12 延滞状況
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
- 13 令第4条に規定する密接な関係を有する貸金業者の名称等
- 14 令第4条に規定する密接な関係を有する貸金業者の概況
 - (1) 貸金業務の概要
 - (2) 役員数、営業所・事務所数
 - (3) 貸付金の種別残高
 - (4) 業種別貸付残高
 - (5) 貸付金の担保内訳
 - (6) 貸付金の金額別内訳
 - (7) 貸付金の期間別内訳
 - (8) 消費者向無担保貸付金の金額別内訳
 - (9) 消費者向無担保貸付金の金利別内訳
 - (10) 消費者向無担保貸付金の新規契約状況
 - (11) 資金調達状況
 - (12) 延滞状況
- 15 当該事業年度における個人である資金需要者の情報の取扱いの状況

(記載上の注意)

1. 記載基準日は事業年度の末日とする。

(削除)

(削除)

(削除)

2. 「連絡者」は、事業報告書の作成担当者を記載する。

(削除)

(記載上の注意)

(新設)

1. 各表の金額単位未満の端数は、切り捨てて表示する。

2. 各表中該当金額がない場合は「-」、単位未満の場合は「0」と記載する。

3. 構成比等の比率は、特に注記がない限り小数点第3位以下を切り捨てて表示する。

4. 「連絡者」は、事業報告書の作成担当者を記載する。

5. 規則第30条第4項各号に該当する場合には、「14 令第4条に規定する密接な関係を有する貸金業者の概況」の記載を省略することができる。

事業報告書

第 期 (平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで)

1 貸金業務の概要

(記載上の注意)

貸金業務の位置付け(当該貸金業者の業務全体に占める貸金業務の状況)、貸金業務の営業状況の推移(貸付残高の対前期増減額及び増減率並びに増減の主な理由)及び海外における事業展開等(進出国、拠点数、業務内容等)について簡潔に記載する。

2 役員数、営業所・事務所数、提携先現金自動設備設置箇所数

区 分	人 数 等		
		うち個人	うち法人
役 員			
うち常勤役員			
従 業 員			
職 員			
そ の 他			
計			
合 計			
営業所・事務所		/	
有人営業所・事務所			
営業所・事務所外自動 契約機設置箇所			
営業所・事務所外現金 自動設備自社設置箇所			
代 理 店			
合 計			
提携先現金自動設備設置箇所			

事業報告書

第 期 (平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで)

1 貸金業務の概要

(記載上の注意)

貸金業務の位置付け(当該貸金業者の業務全体に占める貸金業務の状況)及び貸金業務の営業状況の推移(貸付残高の対前期増減額及び増減率並びに増減の主な理由)について簡潔に記載する。

2 役員数、営業所・事務所数

区 分	人 数 等			
		うち男	うち女	うち法人
役 員				
うち常勤役員				
従 業 員				
職 員				
そ の 他				
計				
合 計				
営業所・事務所等		/		
有人営業所・事務所				
営業所・事務所外自動 契約機設置箇所				
営業所・事務所外現金 自動設備自社設置箇所				
代 理 店				
合 計				

(記載上の注意)

- 1 個人の場合は、役員欄、従業員欄にそれぞれ経営者数、使用人数を記載する。
- 2 営業所・事務所外自動契約機設置箇所欄には、有人営業所・事務所内に設置されているものを除いた数を記載する。
- 3 営業所・事務所外現金自動設備自社設置箇所欄には、有人営業所・事務所内及び営業所・事務所外自動契約機設置箇所内に設置されているものを除いた数を記載する。

(記載上の注意)

- 1 個人の場合は、役員欄、従業員欄にそれぞれ経営者数、使用人数を記載する。
- 2 営業所・事務所外自動契約機設置箇所欄には、有人営業所・事務所内及び代理店内に設置されているものを除いた数を記載する。
- 3 営業所・事務所外現金自動設備自社設置箇所欄には、有人営業所・事務所内、営業所・事務所外自動契約機設置箇所内及び代理店内に設置されているものを除いた数を記載する。

3 関係会社の状況

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万 円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有割 合		関係内容
				所有 割合 (%)	被所 有割 合(%)	

(新設)

(記載上の注意)

- 1 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項における関係会社をいう。
- 2 「議決権の所有又は被所有割合」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示する。
- 3 「住所」には、国内の関係会社は市区町村名までを記載し、海外の関係会社は都市名までを記載する。
- 4 「関係内容」には、役職員の兼任や資金援助、営業上の取引状況等について記載する。

4 貸付金の種別残高

貸付種別		件数・残高		平均約定金利		
		件数	構成割合		残高	構成割合
消費者向	無担保 (住宅向を除く)	件	%	百万円	%	%
	有担保 (住宅向を除く)					
	住宅向					
	計					
事業者向	貸付					
	手形割引					
	計					
合計			100		100	
うち株式取得資金の貸付						

(記載上の注意)

- 「平均約定金利」は加重平均により小数点第2位まで記載する。
- 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 担保には保証を含まない。
- 「構成割合」は合計に対する割合を記載する。
- 「株式取得資金」の貸付は、1件の貸付残高が1億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。
- 「件数」は契約件数を記載する。なお、極度方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付けの件数は計上しない。
- 「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。

3 貸付金の種別残高

貸付種別		件数・残高		平均約定金利		
		件数	構成割合		残高	構成割合
消費者向	無担保 (住宅向を除く)	件	%	百万円	%	%
	有担保 (住宅向を除く)					
	住宅向					
	計					
事業者向	貸付					
	手形割引					
	計					
合計			100		100	
うち株式取得資金の貸付						

(記載上の注意)

- 「平均約定金利」は加重平均により小数点第2位まで記載する。
- 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 担保には保証を含まない。
- (新設)
「株式取得資金」の貸付は、1件の貸付残高が1億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。
- 「件数」は契約件数を記載する。
- (新設)

5 業種別貸付残高

業種別	先 数		残 高	
	件	構成割合 %	百万円	構成割合 %
建設業				
製造業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業				
卸売・小売業				
金融・保険業				
不動産業				
飲食店、宿泊業				
医療、福祉				
教育、学習支援業				
複合サービス事業				
サービス業（他に分類されないもの）				
個人				
その他				
合計		100		100

(記載上の注意)

- 業種別貸付残高は貸付先の主な事業（過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの）により分類する。
- 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 「個人」欄の残高は、表4の消費者向計の残高と一致する。

4 業種別貸付残高

業種別	先 数		残 高	
	件	構成割合 %	百万円	構成割合 %
製造業				
建設業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
運輸・通信業				
卸売・小売業・飲食店				
金融・保険業				
不動産業				
サービス業				
個人				
その他				
合計		100		100

(記載上の注意)

- 業種別貸付残高は貸付先の主な事業（過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの）により分類する。
- 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 表3の消費者向計と個人欄の金額は一致する。

6 貸付金の担保内訳

受入担保の種類	残 高	構 成 割 合
有 価 証 券	百万円 (百万円)	% (%)
うち手形	()	()
うち小切手	()	()
うち株式	()	()
債 権	()	()
うち預金	()	()
商 品	()	()
不 動 産	()	()
財 団	()	()
そ の 他	()	()
計	()	()
保 証	()	()
無 担 保	()	()
合 計	()	100 (100)

(記載上の注意)

1 2種類以上の担保がある貸付金については、この様式に掲げている受入担保の種類を配列順にしたがって、担保の評価額を限度として充当計上する。

2 括弧内には、利息制限法の上限金利を超過した金銭の貸付けにおける担保内訳について記載する。

5 貸付金の担保内訳

受入担保の種類	残 高	構 成 割 合
有 価 証 券	百万円	%
うち株式		
債 権		
うち預金		
商 品		
不 動 産		
財 団		
そ の 他		
計		
保 証		
無 担 保		
合 計		100

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある貸付金については、この様式に掲げている受入担保の種類を配列順にしたがって、担保の評価額を限度として充当計上する。

(新設)

(削除)

6. 貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		件数		残高	
				構成割合		構成割合
10 万円以下			件	%	百万円	%
10 万円超 30 万円以下						
30 " 50 "						
50 " 100 "						
100 " 500 "						
500 " 1,000 "						
1,000 " 5,000 "						
5,000 " 1 億円以下						
1 億円超 5 "						
5 " 10 "						
10 " 100 "						
100 億円超						
合計				100		100
1 件当たり平均貸付残高						

(記載上の注意)

貸付残高が表 11 に記載した自己資金の額を超える貸付先すべて(ただし、当該先が 20 に満たない場合は、貸付残高上位 20 位までの貸付先)について、それぞれの貸付先名、業種、貸付件数及び貸付残高を記載した書類を併せて提出する。

(削除)

7 貸付金の期間別内訳

期 間 別	件 数		残 高	
	件	構成割合	百万円	構成割合
1年以下	件	%	百万円	%
1年超 5年以下				
5 " 10 "				
10 " 15 "				
15 " 20 "				
20 " 25 "				
25年超				
合計		100		100
1件当たり平均期間				

(記載上の注意)

- 1 1件当たり平均期間は加重平均により算出する。
- 2 期間は約定期間による。

(削除)

8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		件数		残高	
				構成割合		構成割合
			件	%	百万円	%
10 万円以下						
10 万円超 20 万円以下						
20 " 30 "						
30 " 50 "						
50 " 70 "						
70 " 100 "						
100 " 150 "						
150 " 200 "						
200 " 300 "						
300 万円超						
合計				100		100
1 件当たり平均貸付残高						千円

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、表3の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

(削除)

9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳

金利別	件数・残高		件数		残高	
			件	構成割合	百万円	構成割合
10.0 %以下			件	%	百万円	%
10.0 %超 15.0 %以下						
15.0 " 18.0 "						
18.0 " 20.0 "						
20.0 " 22.0 "						
22.0 " 24.0 "						
24.0 " 26.0 "						
26.0 " 28.0 "						
28.0 " 29.2 "						
合計				100		100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、表3の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

(削除)

10 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等

(1) 新規契約状況

	件 数 等		
	うち有人営業所等	うち自動契約機	
新規申込件数	件	件	件
新規契約件数	件	件	件
新規契約率	%	%	%

(記載上の注意)

- 1 新規申込件数は、当該年度の申込件数を記載する。
- 2 新規契約件数は、当該年度の契約件数を記載する。
- 3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を記載する。

(2-1) 新規貸付状況

	件 数 等		
	うち有人営業所等	うち自動契約機	
新規貸付総額	百万円	百万円	百万円
新規貸付件数	件	件	件
新規平均貸付額	千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。
- 2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。
- 3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規契約件数で除した数字を記載する。
- 4 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2) 当該年度の貸付状況」を記載すること。

(2-2) 当該年度の貸付状況

	件 数 等
当該年度貸付総額	百万円
当該年度貸付件数	件
当該年度平均貸付額	千円

(記載上の注意)

- 1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。
- 2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。
- 3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。

7 貸付けの契約における公正証書の作成状況

契約種別	件 数		金 額	
	件	件	百万円	百万円
貸付けに係る契約	()	()	()	()
保証契約	()	()	()	()

(記載上の注意)

- 1 事業報告書作成時点で貸付残高のある貸付契約に関して作成された公正証書について計上すること。
- 2 「金額」は、公正証書に記載された金額について記載する。
- 3 「特定公正証書」とは、法第20条第1項における特定公正証書をいう。
- 4 括弧内には、法改正前に締結された契約で、利息制限法の上限金利を超過した貸付けに係る契約若しくは貸付けに係る契約に係る保証契約について、公正証書を作成した件数及び額面を記載する。

8 資金調達状況

借入先等	残高	平均調達金利
	百万円	%
1 金融機関		
2 関係会社		
3 事業会社 (信販・リース会社を含む。)		
4 個人		
5 その他		
社債・CP		
合計		
自己資金 (法人の場合は自己資本)		
資本金(法人)		

(新設)

11 資金調達状況

借入先等	残高	平均調達金利
	百万円	%
1 金融機関		
2 関係会社		
3 事業会社 (信販・リース会社を含む。)		
4 個人		
5 その他		
社債・CP		
合計		
自己資金 (法人の場合は自己資本)		
資本金(法人)		

(記載上の注意)

- 1 平均調達金利は、加重平均により、小数点第2位まで記載する。
- 2 「金融機関」とは、銀行、長期信用銀行、信託銀行、信用金庫、生命保険会社、損害保険会社、外国銀行、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合及び政府関係金融機関等をいう。
- 3 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項における関係会社をいう。
- 4 「自己資金」とは、資産の合計額より負債の合計額を控除した額をいう。
- 5 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金(特別法上の引当金を含む。)の合計額を加えた額をいう。
- 6 残高は借入当初の元本ではなく、元本の残額を記載する。

(記載上の注意)

- 1 平均調達金利は、加重平均により、小数点第2位まで記載する。
- 2 「金融機関」とは、銀行、長期信用銀行、信託銀行、信用金庫、生命保険会社、損害保険会社、外国銀行、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合及び政府関係金融機関等をいう。
- 3 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項における関係会社をいう。
- 4 「自己資金」とは、資産の合計額より負債の合計額を控除した額をいう。
- 5 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金(特別法上の引当金を含む。)の合計額を加えた額をいう。
- 6 残高は借入当初の元本ではなく、元本の残額を記載する。

9 延滞状況

	貸付金 残高	延滞残高					当期貸倒 損失額	当期貸倒 引当金額
		1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上	計		
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円		
消費者向	()	()	()	()	()	()	()	
事業者向	()	()	()	()	()	()	()	
合計	()	()	()	()	()	()	()	

(記載上の注意)

- 貸付金残高のうち、返済約定期限経過後1か月以上3か月未満、3か月以上6か月未満、6か月以上1年未満及び1年以上延滞しているものについて、それぞれの区分に従い、延滞残高を記載する。
- 貸付金残高は、償却前の貸付金残高とする。
- 延滞残高については、元本若しくは利息の延滞にかかわらず、契約書に定める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高のすべてを計上する。(返済方式が一括返済の場合は、貸付金の残高を、割賦返済の場合で残債方式をとっている場合は元本の残額を、また、アドオン方式をとっている場合は、期日到来債権額と債権の残額の合計を延滞額として記載する。)
- 括弧内には、貸付金残高のうち期末において未収利息(資産不計上分を含む。)の発生したもの(未収利息発生後、それぞれ1か月以上3か月未満、3か月以上6か月未満、6か月以上1年未満及び1年以上経過したもの)を記載する。
- 表4の貸付金の種別残高、表5の業種別貸付残高、表6の貸付金の担保内訳の残高及び表9の貸付金残高合計について、それぞれの合計額は一致する。

12 延滞状況

	貸付金 残高	延滞残高					当期貸倒 損失額	当期貸倒 引当金額
		1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上	計		
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円		
消費者向	()	()	()	()	()	()	()	
事業者向	()	()	()	()	()	()	()	
合計	()	()	()	()	()	()	()	

(記載上の注意)

- 貸付金残高のうち、返済約定期限経過後1か月以上3か月未満、3か月以上6か月未満、6か月以上1年未満及び1年以上延滞しているものについて、それぞれの区分に従い、延滞残高を記載する。
- 貸付金残高は、償却前の貸付金残高とする。
- 延滞残高については、元本若しくは利息の延滞にかかわらず、契約書に定める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高のすべてを計上する。(返済方式が一括返済の場合は、貸付金の残高を、割賦返済の場合で残債方式をとっている場合は元本の残額を、また、アドオン方式をとっている場合は、期日到来債権額と債権の残額の合計を延滞額として記載する。)
- 括弧内には、貸付金残高のうち期末において未収利息(資産不計上分を含む。)の発生したもの(未収利息発生後、それぞれ1か月以上3か月未満、3か月以上6か月未満、6か月以上1年未満及び1年以上経過したもの)を記載する。
- 表3の貸付金の種別残高、表4の業種別貸付残高、表5の貸付金の担保内訳の残高、表6の貸付金の金額別内訳の残高、表7の貸付金の期間別内訳の残高及び表12の貸付金残高合計について、それぞれの合計額は一致する。

(削除)

(削除)

13 令第4条に規定する密接な関係を有する貸金業者の名称等

登録番号	商号又は名称	氏名	住所	関係事由	主要事業	貸付残高
						百万円

(記載上の注意)

- 1 「氏名」は、法人の場合には代表者又は管理人の氏名を記載する。
- 2 「関係事由」は、令第4条第1項各号のうち該当するものを記載する。
- 3 「貸付残高」は、令第4条に規定する密接な関係を有する貸金業者のそれぞれに対する貸付金の残高を記載する。

14 令第4条に規定する密接な関係を有する貸金業者の概況

(1)貸金業務の概要、(2)役員員数、営業所・事務所数、(3)貸付金の種別残高、(4)業種別貸付残高、(5)貸付金の担保内訳、(6)貸付金の金額別内訳、(7)貸付金の期間別内訳、(8)消費者向無担保貸付金の金額別内訳、(9)消費者向無担保貸付金の金利別内訳、(10)消費者向無担保貸付金の新規契約状況、(11)資金調達の状況、(12)延滞状況(様式は表1から表12までのそれぞれの表と同様とする。)については、令第4条に規定する密接な関係を有する貸金業者からの報告による。

(削除)

15 当該事業年度における個人である資金需要者の情報の取扱いの状況

- (1) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）上の個人情報取扱事業者の該当性 ()
- (2) 個人である資金需要者に関する情報の安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置の状況 ()
- (3) 信用情報機関から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置の状況 ()
- (4) 個人である資金需要者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置の状況 ()

(記載上の注意)

1. (1)については、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に該当する場合には()欄に「○」を、該当しない場合には「×」を記入する。
2. (2)については、必要かつ適切な措置を講じている場合には「○」を、講じていない場合には「×」を記入する。
3. (3)については、信用情報機関から提供を受けた個人である資金需要者の借入金返済能力に関する情報を保有していない場合には「-」を、措置を講じている場合には「○」を、措置を講じていない場合には「×」を記入する。
4. (4)については、個人である資金需要者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を保有していない場合には「-」を、措置を講じている場合には「○」を、措置を講じていない場合には「×」を記入する。

10 貸金業協会等への加入状況等

1	貸金業協会に加入している (平成 年 月 日加入、協会員番号：第 号)
2	信用情報機関に加入している (加入している信用情報機関名：)
3	上記のいずれにも該当しない
(参考) その他加入している貸金業に関する団体があればその名称を記載すること	

(記載上の注意)

1～3の該当する項目の番号を○で囲み、参考についてはその名称を記載すること。

11 社内規則等の整備及び改正状況

--

(記載上の注意)

- 1 策定している社内規則等の名称を記載するとともに、事業年度内に当該規則等の改正を行った場合には、その概要を簡記すること。
- 2 貸金業協会会員にあつては記載を要しない。

(新設)

(新設)

12 従業員に対する研修の実施状況

(記載上の注意)

- 1 研修の名称、目的、期間、対象者、内容を記載すること。
- 2 自社が実施した研修について記載することとし、貸金業協会が実施した研修は除くこと。

13 内部監査の実施状況

(記載上の注意)

- 1 「内部監査」とは、営業部門から独立した検査部署、監査部署等による業務監査を指し、外部委託によるものを含み、内部管理の一環として被監査部門が実施する検査等を含まない。
- 2 業務監査の種類ごとに「監査期間」、「監査対象部署」、「監査結果の概要」、「改善策」を記載する。

(新設)

(新設)

12 従業員に対する研修の実施状況

(記載上の注意)

- 1 研修の名称、目的、期間、対象者、内容を記載すること。
- 2 自社が実施した研修について記載することとし、貸金業協会が実施した研修は除くこと。

13 内部監査の実施状況

(記載上の注意)

- 1 「内部監査」とは、営業部門から独立した検査部署、監査部署等による業務監査を指し、外部委託によるものを含み、内部管理の一環として被監査部門が実施する検査等を含まない。
- 2 業務監査の種類ごとに「監査期間」、「監査対象部署」、「監査結果の概要」、「改善策」を記載する。

(新設)

(新設)

貸金業法施行規則（改正法第3条）

改 正 案	現 行								
<p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p>別紙様式第6号の4（第10条の8の7関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿 知事</p> <p style="text-align: center;">届出者 登録 財務（支）局長（ ）第 号 番号 知事 （郵便番号 ）</p> <p>住 所</p> <p style="text-align: center;">電話番号（ ） -</p> <p>商 号 又は名称</p> <p>氏 名 _____ ① （法人にあつては、代表者の氏名）</p> <p>（法定代理人 _____ ① 氏 名 _____）</p> <p style="text-align: center;">貸金業務取扱主任者登録届出書</p> <p>下記のとおり、貸金業法第24条の25第1項の登録を受けた者を貸金業務取扱主任者に選任し、又はその選任した貸金業務取扱主任者が同項の登録を受けたので、同法第12条の3第11項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">主任者の氏名・生年月日</th> <th style="width: 30%;">登録番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(年 月 日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(年 月 日)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(年 月 日)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意） 届出対象の主任者が複数で上記に記載しきれない場合は、上記各項目を別紙に記載して、その書面を添付すること。</p>	主任者の氏名・生年月日	登録番号	(年 月 日)		(年 月 日)		(年 月 日)		<p>（新設）</p>
主任者の氏名・生年月日	登録番号								
(年 月 日)									
(年 月 日)									
(年 月 日)									

金融庁長官
指定試験機関代表者 殿

年 月 日

氏名 _____ ㊟

貸金業務取扱主任者資格試験受験申込書

私は、貸金業務取扱主任者資格試験を受けたいので、貸金業法施行規則第26条の32の規定により
申し込みます。

収入印紙
(消印しないこと。)

フリガナ			※ 整理番号	
氏名	(姓)	(名)		
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日
郵便番号			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
フリガナ				
住所				
電話番号				
希望試験地				

（記載上の注意）

- 1 □のある欄は該当する□の中にレ印を付けること。
- 2 ※印欄には、記入しないこと。
- 3 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙を貼らないこと。

貸金業務取扱主任者登録簿

登録番号

登録年月日

フリガナ
(1)氏名

(2)生年月日

(3)住所

(4)本籍

性別

(日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍)

(5)試験の合格年月日

合格証書番号

(6)貸金業者の商号又は名称

登録番号

財務(支)局長()第 号
知事

年 月 日

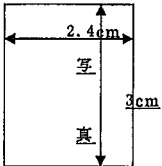
(新設)

金融庁長官
貸金業協会会長 殿

氏名 _____ ㊟

貸金業務取扱主任者登録申請書

私は、貸金業務取扱主任者の登録を受けたいので、貸金業法施行規則第26条の52の規定により申請します。



フリガナ			※ 整理番号		
氏名	(姓)	(名)			
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
郵便番号					
フリガナ					
住所					
フリガナ					
本籍 (日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍)					
電話番号					

(新設)

貸金業務取扱主任者
資格試験に合格した 平成 年 月 日
年月日

合格証書番号

業務に従事 する貸金業 者に関する 事項	商号又は名称	
	登録番号	財務(支)局長()第 号 知事

収入印紙
(消印しないこと。)

又は領収証書を貼ること。

(記載上の注意)

- 1 のある欄は該当する口の中にレ印を付けること。
- 2 ※印欄には、記入しないこと。
- 3 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。
- 4 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第 12 号 (第 26 条の 52 関係)

年 月 日

(新設)

金融庁長官 殿
貸金業協会会長

氏名 _____ ㊞

誓 約 書

私は、貸金業法第 24 条の 27 第 1 項第 3 号から第 8 号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

別紙様式第13号（第26条の54関係）

（日本工業規格A4）

金融庁長官
貸金業協会会長 殿

年 月 日

（新設）

氏 名 _____ 印

年 月 日生

住 所 _____

登録番号 (_____)

登録年月日 _____ 年 月 日

収入印紙
(消印しないこと。)

登録変更申請書

貸金業法第24条の25第4項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので申請します。

登録事項	変更前	変更後	変更年月日	備 考

別紙様式第14号 (第26条の55関係)

年 月 日

(新設)

金融庁長官
貸金業協会会長 殿

届出者 住所

氏名 ㊟

貸金業務取扱主任者死亡等届出書

貸金業務取扱主任者について、貸金業法第24条の29の規定により、次のとおり届け出ます。

貸金業法第24条の26第3項の登録を受けている者と届出人との関係	1. 相続人 2. 本人 3. 後见人 4. 保佐人		
届出の理由	1. 死亡 2. 法第24条の27第1項第1号 3. 法第24条の27第1項第2号 4. 法第24条の27第1項第3号 5. 法第24条の27第1項第4号 6. 法第24条の27第1項第5号 7. 法第24条の27第1項第6号		
貸金業法第24条の26第3項の登録を受けている者の氏名	性別	1. 男 2. 女	
生年月日	年	月	日
登録年月日	年	月	日
登録番号			
本籍			
住所			
業務に従事する (又はしていた)貸金業者に 関する事項	商号又は名称 登録番号	財務(支)局長()第 号 知事	
届出事由の生じた日	年	月	日

(記載上の注意)

- 「貸金業法第24条の26第3項の登録を受けている者と届出人との関係」、「届出の理由」及び「性別」の欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 死亡の場合にあつては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知つた日を付記すること。

別紙様式第15号 (第26条の60関係)

年 月 日

金融庁長官 殿

申請者 _____ ㊟

(新設)

登録講習機関登録申請書

この申請書により、貸金業法の { 第24条の36第1項の登録
第24条の39第1項の登録の更新 } を申請します。

登録の種類	新規・更新	※登録番号	
		※登録・更新 年月日	年 月 日
フリガナ 氏名又は商号若しくは名称			
住 所	郵便番号 ()		
	電話番号 () -		
講習事務を行う主たる事務所の所在地	郵便番号 ()		
	電話番号 () -		
フリガナ 法人である場合の代表者の氏名			
登録講習事務を開始しようとする年月日	年 月 日		

備考

1 ※印のある欄には、記入しないこと。

2 「新規・更新」及び { 第24条の36第1項の登録
第24条の39第1項の登録の更新 } については、不要のものを消すこと。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第 16 号 (第 26 条の 63 関係)

(新設)

修 了 証 明 書

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

この者は、貸金業法第24条の40の規定に基づき講習の課程を修了したことを証明します。

講習の修了年月日	_____	年	_____	月	_____	日
交付年月日	_____	年	_____	月	_____	日
修了番号	_____	第	_____	号		

登録講習機関 _____ ㊟
(登録番号 第 _____ 号)

別紙様式第17号 (第26条の71関係)

(新設)

金融庁長官 殿

年 月 日

氏名 _____ ㊟

貸金業務取扱主任者講習受講申込書

私は、貸金業務取扱主任者講習を受けたいので、貸金業法施行規則第26条の71の規定により申し込みます。

収入印紙
(消印しないこと。)

フリガナ			※ 整理番号			
氏 名	(姓)	(名)				
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
郵便番号						
フリガナ						
住 所						
電話番号						
貸金業務取扱主任者 資格試験に合格した 年月日	平成 年 月 日					
合格証書番号						
希望受講地						

(記載上の注意)

- 1 □のある欄は該当する□の中にレ印を付けること。
- 2 ※印欄には、記入しないこと。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第 18 号 (第 30 条関係)

年 月 日

(新設)

内閣総理大臣 殿

氏 名 _____ 印

(法定代理人
氏 名 _____ 印)

誓 約 書

私は貸金業法第 41 条の 13 第 1 項第 4 号イ及びロに該当しない者であることを誓約します。

別紙様式第 19 号 (第 30 条関係)

履 歴 書

(新設)

氏 名			
現 住 所		(郵便番号)	電話番号 ()
役 職 名 等		生年月日	年 月 日 (満 歳)
職 歴 及 び 兼 職 状 況	期 間	内 容	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞 罰 等	年 月 日	賞 罰 等 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日		氏名 ④	

(記載上の注意)

- 1 「職歴及び兼職状況」は、信用情報提供等業務に係る職歴及び兼職状況をすべて記載すること。
- 2 「賞罰等」は、法第41条の13第1項第4号ハ及びヘに係るものはすべて記載し、行政処分については同号ニ及びホに係るもののみを記載すること。
- 3 本人が署名押印すること。

別紙様式第20号(第30条関係)

沿 革

(新設)

(ふりがな)		
商号 又は名称		
(ふりがな)		
代表者の氏名		
住 所		(郵便番号 -) 電話番号() -
設立年月日 及び 設立時の事業		
設立の経緯		
設 立 後 の 沿 革	年 月 日	沿 革 の 内 容
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 代表者の氏名 印		

(記載上の注意)

- 1 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
- 2 「住所」は、法人の場合は登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を、人格のない社団又は財団の場合は主たる営業所等の所在地を記載すること。
- 3 会計参与にあつては、「設立時の事業」の記載は不要。
- 4 「設立後の沿革」は、信用情報提供等業務に係る事項をすべて記載すること。
- 5 「賞罰」は、法第41条の13第1項第4号ニ、ホ及びへに該当するものをすべて記載すること。

(新設)

業務及び財産に関する報告書

第 期 (平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで)

金融庁長官 殿

提出者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名 印

1 信用情報提供等業務の概要

(新設)

[Empty box for credit information provision business summary]

(記載上の注意)

信用情報提供等業務の営業状況の推移について簡潔に記載する。

2 役職員数、営業所・事務所

(新設)

(1) 役職員数

区 分	人 数 等	
	うち個人	うち法人
役 員		
うち常勤役員		
従 業 員		
職 員		
その他		
計		

(2) 営業所・事務所

営業所名	住 所

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

3 関係会社の状況

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事 業の内容	議決権の所有又は被所 有割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割 合(%)	

(記載上の注意)

- 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項における関係会社をいう。
- 「議決権の所有又は被所有割合」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示する。
- 「住所」には、国内の関係会社は市町村名まで記載し、海外の関係会社は都市名まで記載する。
- 「関係内容」には、役職員の兼任や資金援助、営業上の取引状況等について記載する。

4 会員の状況

(1) 貸金業者

番号	商号、名称又は 氏名	住所	登録番号	加入年月日

(2) 貸金業者以外の会員

番号	商号、名称又は 氏名	住所	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

(新設)

(新設)

5 個人信用情報の状況

(1) 貸付けの種類別

	件数(千件)	人数(千人)	貸付残高(百万円)
極度方式貸付			
証書貸付			
手形貸付			
合 計			

(記載上の注意)

- 1 記載基準日は事業年度の末日とする。
- 2 加入貸金業者の貸付けについて記載する。

(2) 担保・保証の別

	件数(千件)	人数(千人)	貸付残高(百万円)
無担保			
保証無し			
保証付き			
有担保			
保証無し			
保証付き			
合 計			

(記載上の注意)

- 1 記載基準日は事業年度の末日とする。
- 2 加入貸金業者の貸付けについて記載する。

6 無担保無保証借入の残高がある者の状況

借入件数	人数(万人)
1件	
2件	
3件	
4件	
5件	
6件	
7件	
8件	
9件	
10件	
11件以上	
合 計	
人数(万人)	

(新設)

(新設)

件数(万件)	
貸付残高(億円)	
1人当たり貸付残高(万円)	
1件当たり貸付残高(万円)	

7 照会件数

依頼先	当該事業年度中の照会件数(百万件)		
	契約照会	管理照会	合計
会員			
うち貸金業者			
うち上記以外			
他の指定信用情報機関			
その他			
合計			

(新設)

(記載上の注意)

- 1 「契約照会」とは、会員が顧客から新たな借入申込を受けた際に行う照会をいう。
- 2 「管理照会」とは、契約中の顧客の信用情報を確認する目的で行う照会をいう。

8 手数料の内訳

	当該事業年度中の手数料(百万円)
会員	
うち貸金業者	
うち上記以外	
他の指定信用情報機関	
その他	
合計	

(新設)

9 信用情報提供等業務の委託先

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事 業の内容	委託形 態	同意年 月日	委託 業務 の内 容	関係 内容

(記載上の注意)

- 1 「委託形態」欄には、指定信用情報機関から受託している者（以下「受託者」という。）は「委託」と、受託者から委託を受けている者（以下「再受託者」という。）は「受託者名」及び「再委託」と、再受託者から委託を受けている者は「再受託者名」及び「再々委託」と、それぞれ記載すること。
- 2 「同意年月日」欄には、指定信用情報機関が再委託又は再々委託に係る同意を与えた年月日を記載すること。
- 3 「関係内容」には、役職員の兼任や資金援助、営業上の取引状況等について記載する。

10 個人情報保護への取組み

(記載上の注意)

安全管理対策、外部監査、会員管理、業務委託先管理その他の個人情報保護への取組みについて簡潔に記載する。

(新設)

(新設)

貸金業法施行規則（改正法第4条）

改 正 案	現 行
（日本工業規格A4） （第1面）	（日本工業規格A4） （第1面）
別紙様式第1号（第1条の3関係）	別紙様式第1号（第1条の3関係）
年 月 日	年 月 日
財務（支）局長 殿 知事	財務（支）局長 殿 知事
（郵便番号 ） 申請者 住 所	（郵便番号 ） 申請者 住 所
電話番号（ ） -	電話番号（ ） -
商 号 又は名称	商 号 又は名称
氏 名 ㊟ （法人にあつては、代表者の氏名）	氏 名 ㊟ （法人にあつては、代表者の氏名）
（法定代理人 ㊟ ） 氏名	（法定代理人 ㊟ ） 氏名
登 録 申 請 書	登 録 申 請 書
貸金業法第3条第1項の規定により貸金業者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。	貸金業法第3条第1項の規定により貸金業者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。
（記載上の注意） 不要な字句は消して使用すること。	（記載上の注意） 不要な字句は消して使用すること。

(第2面)

※登録番号	財務(支)局長知事 () 第 号 (年 月 日)	
従前の登録番号	財務(支)局長知事 () 第 号 (年 月 日)	
1 登録の区分	新 規	更 新
2 法人・個人の別	法 人	個 人
3 商号又は名称 (ふりがな)		
4 氏名 (法人にあつては、 代表者の氏名)		
5 住 所	(郵便番号)	
	電話番号 () -	
6 法定代理人		
(ふりがな) 氏 名		
7 役 員		
(ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、商号又は名称)	役 名 等	

(記載上の注意)

- 「※登録番号」には記載しないこと。
- 「従前の登録番号」は、登録の更新の申請をする場合に記載すること。
- 「登録の区分」及び「法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 「商号又は名称」は、法人の場合は商号を、人格のない社団又は財団の場合は名称を記載すること。なお、個人の場合において、商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称のうち1個を記載することができる。
- 「氏名」には、外国人の場合において、外国人登録証明書に記載された通称名があるときには、括弧書で併記することができる。
- 「住所」は、法人の場合は登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を、人格のない社団又は財団の場合は主たる営業所等の所在地を、個人の場合は現住所を記載すること。なお、電話番号は、場所を特定する電話番号に限る。
- 「役員」は、法第4条第1項第2号に該当する者をすべて記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

(第2面)

※登録番号	財務(支)局長知事 () 第 号 (年 月 日)	
従前の登録番号	財務(支)局長知事 () 第 号 (年 月 日)	
1 登録の区分	新 規	更 新
2 法人・個人の別	法 人	個 人
3 商号又は名称 (ふりがな)		
4 氏名 (法人にあつては、 代表者の氏名)		
5 住 所	(郵便番号)	
	電話番号 () -	
6 法定代理人		
(ふりがな) 氏 名		
7 役 員		
(ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、商号又は名称)	役 名 等	

(記載上の注意)

- 「※登録番号」には記載しないこと。
- 「従前の登録番号」は、登録の更新の申請をする場合に記載すること。
- 「登録の区分」及び「法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 「商号又は名称」は、法人の場合は商号を、人格のない社団又は財団の場合は名称を記載すること。なお、個人の場合において、商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称のうち1個を記載することができる。
- 「氏名」には、外国人の場合において、外国人登録証明書に記載された通称名があるときには、括弧書で併記することができる。
- 「住所」は、法人の場合は登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を、人格のない社団又は財団の場合は主たる営業所等の所在地を、個人の場合は現住所を記載すること。なお、電話番号は、場所を特定する電話番号に限る。
- 「役員」は、法第4条第1項第2号に該当する者をすべて記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

(第3面)

8 令第3条に規定する使用人

(ふりがな) 氏 名	職 名
計 名	

(記載上の注意)

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

(第3面)

8 令第3条に規定する使用人

(ふりがな) 氏 名	職 名
計 名	

(記載上の注意)

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

(第4面)

9 営業所等の名称及び所在地

名 (設置年月日)	所 在 地	貸金業務取扱 主任者の氏名 (登録番号)
計	店	

(記載上の注意)

- 1 「名称」は、主たる営業所等、従たる営業所等並びに従たる営業所等のうち自動契約受付機、現金自動設備及び代理店の名称を、それぞれ区分して記載すること。
営業所等は、規則第1条の3第3項に規定する「営業所又は事務所」をいい、名称の如何を問わない。
- 2 「所在地」には電話番号(場所を特定する電話番号に限る。)を併記すること。なお、現金自動設備については、設置都道府県名を記載すること。
- 3 「貸金業務取扱主任者の氏名」には、各営業所等に1名記載すること。なお、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより業務を行う営業所等又は代理店については、他の営業所等の貸金業務取扱主任者を選任することができる。
- 4 現金自動設備について、地域によって異なる貸金業務取扱主任者を選任する場合には、当該地域ごとに、それぞれ区分して記載すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

(第4面)

9 営業所等の名称及び所在地

名 (設置年月日)	所 在 地	貸金業務取扱 主任者の氏名
計	店	

(記載上の注意)

- 1 「名称」は、主たる営業所等、従たる営業所等並びに従たる営業所等のうち自動契約受付機、現金自動設備及び代理店の名称を、それぞれ区分して記載すること。
営業所等は、規則第1条の3第3項に規定する「営業所又は事務所」をいい、名称の如何を問わない。
- 2 「所在地」には電話番号(場所を特定する電話番号に限る。)を併記すること。なお、現金自動設備については、設置都道府県名を記載すること。
- 3 「貸金業務取扱主任者の氏名」には、各営業所等に1名記載すること。なお、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより業務を行う営業所等又は代理店については、他の営業所等の貸金業務取扱主任者を選任することができる。
- 4 現金自動設備について、地域によって異なる貸金業務取扱主任者を選任する場合には、当該地域ごとに、それぞれ区分して記載すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

(第5面)

10 法第4条第1項第7号に規定する電話番号その他の連絡先等

電話番号その他の連絡先等

(記載上の注意)

- 1 「電話番号その他の連絡先等」には、規則第3条の2に規定する連絡先等を記載する。
- 2 貸付けに関する業務を他者に委託し、当該委託先の連絡先等を広告等に表示する場合には、当該連絡先等を記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

(第5面)

10 法第4条第1項第7号に規定する電話番号その他の連絡先等

電話番号その他の連絡先等

(記載上の注意)

- 1 「電話番号その他の連絡先等」には、規則第3条の2に規定する連絡先等を記載する。
- 2 貸付けに関する業務を他者に委託し、当該委託先の連絡先等を広告等に表示する場合には、当該連絡先等を記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

(第6面)

11 業務の種類

(記載上の注意)

次に掲げる業務のうち行うもののみを記載すること。

1 金銭の貸付け

- (1) 手形貸付
- (2) 証書貸付
- (3) 手形の割引
- (4) 売渡担保
- (5) その他 (具体的に記載すること。)

2 金銭の貸借の媒介

- (1) 手形貸付の媒介
- (2) 証書貸付の媒介
- (3) 手形の割引の媒介
- (4) 売渡担保の媒介
- (5) その他の媒介 (具体的に記載すること。)

3 金銭の貸付けの代理

(削除)

(第6面)

11 業務の種類

(記載上の注意)

次に掲げる業務のうち行うもののみを記載すること。

1 金融の貸付け

- (1) 手形貸付
- (2) 証書貸付
- (3) 手形の割引
- (4) 売渡担保
- (5) その他 (具体的に記載すること。)

2 金銭の貸借の媒介

- (1) 手形貸付の媒介
- (2) 証書貸付の媒介
- (3) 手形の割引の媒介
- (4) 売渡担保の媒介
- (5) その他の媒介 (具体的に記載すること。)

3 金銭の貸付けの代理

4 日賦貸金業の営業の有無

12 業務の方法

1 貸付けの相手方

(消費者金融、事業者向け金融の別)

(削除)

2 貸付けの利率

(場合によって異なるときは、その上限の率。実質年率で記載すること。)

(削除)

年 %

3 賠償額(違約金、遅延損害金を含む。)を予定する場合における当該賠償額の元本に対する割合。

(場合によって異なるときは、その上限の率。実質年率で記載すること。)

(削除)

年 %

4 利息の計算

(1) 利息の計算方法

(2) 利息の計算の期間 貸付け 当 翌 日からの弁済の 前 当 日までとする。

(3) 利息元加の方法

5 返済の方式並びに返済の期間及び返済の回数

6 無担保無保証の貸付けを行うときは、その最高限度額 千円

7 担保に関する事項

8 手数料に関する事項

9 媒介手数料の割合

(場合によって異なるときは、その上限の率)

10 貸金業に関する代理契約を締結している場合は、その相手方及び委任又は受任の別

(削除)

11 その他必要と認められる事項

(記載上の注意)

(削除)

- 1 「賠償額」には、賠償額の計算方法を併記すること。
- 2 「利息の計算の方法」は、先取り・後取りの別、単利・複利の別、残債方式・アドオン方式の別及び端数利息の処理方法を記載すること。
- 3 「返済方式」は、一括返済方式、元利均等返済方式、元金均等返済方式、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の別を記載すること。なお、その他の方式がある場合、具体的な名称を括弧書で併記すること。
- 4 「返済の期間」は、返済の方式に応じて最短及び最長の期間を記載すること。ただし、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の場合において記載が困難であるときは、元本への返済の約定日(返済の約定日がないときはその旨)を記載することで代えることができる。
- 5 「返済の回数」は、返済の方法に応じて最少及び最多の回数を記載すること。ただし、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の場合において記載が困難であるときは、これを省略することができる。
- 6 「担保に関する事項」は、担保徴求の有無、主な担保の種類及び保証品の要否を記載すること。
- 7 「手数料に関する事項」は、礼金、割引金、手数料、調査料その他名義のいかんにかかわらず、貸付けに関する費用を徴求する場合に、その名称及びその額又は割合を記載すること。
- 8 「その他必要と認められる事項」は、貸付けの申込みの方法及び金銭の交付の方法について記載すること。

12 業務の方法

1 貸付けの相手方

(1) 消費者金融、事業者向け金融の別

(2) 日賦貸金業の場合は、相手方の業種及び常用従業員数

2 貸付けの利率

(場合によって異なるときは、その上限の率。実質年率で記載すること。ただし、当該上限の率が、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項に規定する年29.2%の場合には、記載を要しない。)

年 %

3 賠償額(違約金、遅延損害金を含む。)を予定する場合における当該賠償額の元本に対する割合。

(場合によって異なるときは、その上限の率、実質年率で記載すること。ただし、当該上限の率が、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項に規定する年29.2%の場合には、記載を要しない。)

年 %

4 利息の計算

(1) 利息の計算方法

(2) 利息の計算の期間 貸付け 当 翌 日からの弁済の 前 当 日までとする。

(3) 利息元加の方法

5 返済の方式並びに返済の期間及び返済の回数

6 無担保無保証の貸付けを行うときは、その最高限度額 千円

7 担保に関する事項

8 手数料に関する事項

9 媒介手数料の場合

(場合によって異なるときは、その上限の率)

10 貸金業に関する代理契約を締結している場合は、その相手方及び委任又は受任の別

11 日賦貸金業の場合は、集金の方法

12 その他必要と認められる事項

(記載上の注意)

- 1 日賦貸金業の場合の「貸付けの相手方の業種」は、物品販売業、物品製造業、サービス業のうち主に対象とする業種を記載すること。
- 2 「賠償額」には、賠償額の計算方法を併記すること。
- 3 「利息の計算の方法」は、先取り・後取りの別、単利・複利の別、残債方式・アドオン方式の別及び端数利息の処理方法を記載すること。
- 4 「返済方式」は、一括返済方式、元利均等返済方式、元金均等返済方式、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の別を記載すること。なお、その他の方式がある場合、具体的な名称を括弧書で併記すること。
- 5 「返済の期間」は、返済の方式に応じて最短及び最長の期間を記載すること。ただし、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の場合において記載が困難であるときは、元本への返済の約定日(返済の約定日がないときはその旨)を記載することで代えることができる。
- 6 「返済の回数」は、返済の方法に応じて最少及び最多の回数を記載すること。ただし、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の場合において記載が困難であるときは、これを省略することができる。
- 7 「担保に関する事項」は、担保徴求の有無、主な担保の種類及び保証品の要否を記載すること。
- 8 「手数料に関する事項」は、礼金、割引金、手数料、調査料その他名義のいかんにかかわらず、貸付けに関する費用を徴求する場合に、その名称及びその額又は割合を記載すること。
- 9 「その他必要と認められる事項」は、貸付けの申込みの方法及び金銭の交付の方法について記載すること。

(第 8 面)

13 他に行っている事業の種類

(記載上の注意)

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

(第 8 面)

13 他に行っている事業の種類

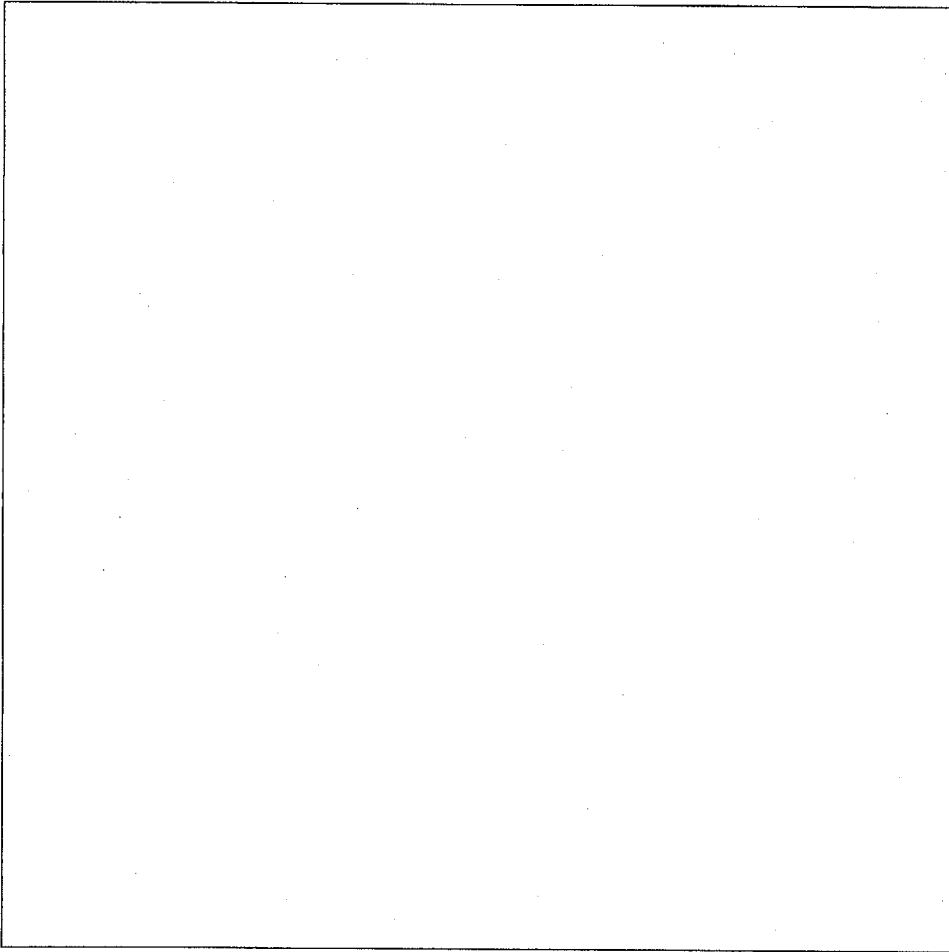
(記載上の注意)

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

(第9面)

14 登録免許税領収書
収入印紙又は証紙貼付欄

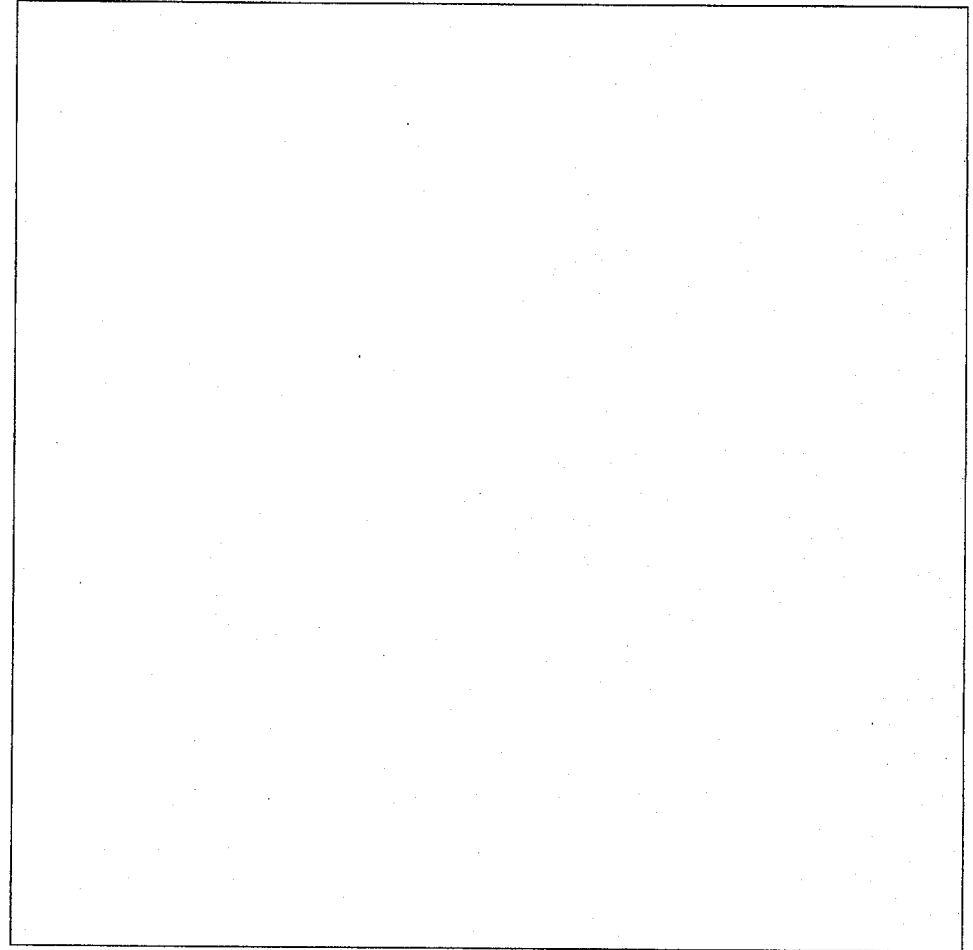
(消印してはならない。)



(第9面)

14 登録免許税領収書
収入印紙又は証紙貼付欄

(消印してはならない。)



従業者名簿

(新設)

氏名	住所	生年月日	従業者証明書番号	主たる職務内容	貸金業務取扱主任者であるか否かの別	貸金業務取扱主任者登録番号	この事務所の従業者となった年月日	この事務所の従業者でなくなった年月日

(記載上の注意)

- 1 「従業者証明書番号」の欄には、法第 12 条の 4 第 1 項の証明書の番号を記載すること。
- 2 「貸金業務取扱主任者であるか否かの別」の欄には、貸金業務取扱主任者である者には○印をつけること。
- 3 貸金業者との雇用関係・雇用形態を問わず、当該営業所又は事務所において貸金業の業務に従事する者を記載すること。
- 4 記載すべき事由が発生した場合には、2 週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、脱むことができるようにしておくこと。

別紙様式第7号（第20条関係）

- 備考 1 []内は、営業所等が設備である場合の大きさである。
- 2 営業所等が設備である場合は、登録番号の括弧書及び登録有効期間は省略することができる。
- 3 貸金業協会会員である場合にあつては、その者の貸金業協会会員番号を、商号、名称又は氏名の下に掲記することを妨げない。
- 4 営業所等が代理店である場合は、貸金業者の商号、名称又は氏名の下に代理人の氏名を（代理人 氏名）と記載すること。
（削除）

別紙様式第7号（第20条関係）

- 備考 1 []内は、営業所等が設備である場合の大きさである。
- 2 営業所等が設備である場合は、登録番号の括弧書及び登録有効期間は省略することができる。
- 3 貸金業協会会員である場合にあつては、その者の貸金業協会会員番号を、商号、名称又は氏名の下に掲記することを妨げない。
- 4 営業所等が代理店である場合は、貸金業者の商号、名称又は氏名の下に代理人の氏名を（代理人 氏名）と記載すること。
- 5 日賦貸金業者である場合は、貸金業者の商号、名称又は氏名の上に「日賦貸金業者」と記載すること。